

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

2021年7月号 (Vol.19)

ギフトコンプライアンスに関する実務対応

I. はじめに (ギフトコンプライアンスとは?)	森・濱田松本法律事務所
II. 「渡す」・「貰う」の構造	弁護士 藤津 康彦 TEL. 03 6212 8326 yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com
III. 「渡す側」のコンプライアンス上の問題	
IV. 「貰う側」のコンプライアンス上の問題	弁護士 木山 二郎 TEL. 03 6266 8778 jiro.kiyama@mhm-global.com
V. 「渡す・貰う」コンプライアンスを踏まえた対応策	弁護士 村田 昇洋 TEL. 03 6266 8558 shoyo.murata@mhm-global.com
VI. おわりに	

I. はじめに (ギフトコンプライアンスとは?)

ギフトコンプライアンスとは、謂わば、金品の贈答・接待饗応等に関する規範の問題です。日本において贈答・接待饗応と言えば、一昔前の旧大蔵省の接待汚職事件のイメージが強いとも思われます。当該事件が大きな問題となり、特に公務員に対する贈答・接待饗応に対しては厳しい目が向けられてきた中、近時においても、総務省幹部に対する接待問題や電力会社幹部の金品受領問題が世間の注目を集めたことが記憶に新しく、また、IRに関連する国会議員や医学部入試に関する文部科学省の元局長の汚職事件等、贈収賄事件に発展する事例も後を絶ちません。

このように、贈答・接待饗応は、一步その取り扱いを誤れば、重大なコンプライアンス上の問題にも発展するリスクをはらんでいます。そこで、本ニュースレターでは、贈答・接待饗応に関する、所謂、ギフトコンプライアンスの重要性及び実務上の対応について改めて検討します。

II. 「渡す」・「貰う」の構造

まず、そもそも、何故、贈答・接待饗応を行うこと、あるいは、贈答・接待饗応を受けることが問題なのでしょう。

日本においては、例えば、取引先等への挨拶の際に手土産を持参したり、接待を行うことも頻繁です。贈答・接待饗応を行う側としては、感謝・謝礼といった気持ちもありますし、良好な関係性の維持・構築することも目的と思われれます。しかしながら、単なる「良好な関係性の維持・構築」ととどまらず、行き過ぎた「見返り」を求めて過剰な贈答・接待饗応をしてしまうと、重大なコンプライアンス上の問題に発展するおそれがあり、相手方の属性等によっては犯罪が成立する可能性もあります。

贈答・接待饗応を受ける側としても、良好な関係性の維持・構築に資するという面もありますが、過剰に贈答・接待饗応を受ければ、合理的な判断ができなくなる可能性が

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

ありますし、客観的には合理的な判断であっても他人からそうは思われなくなってしまう可能性もあります。また、予期せず贈答品を贈られたり、想定以上に高額な飲食店で接待を受けることもあり得、贈答・接待饗応を受ける者としては、突然の判断に迫られ、対応を誤ることも考えられます。

したがって、「渡す側」はもちろんのこと、「貰う側」としても、あらかじめ贈答・接待饗応のコンプライアンス上の問題点を押さえておくことが重要です。

Ⅲ. 「渡す側」のコンプライアンス上の問題

1. 公務員等に対する贈答・接待饗応

まず、「渡す側」のコンプライアンスについては、典型的には公務員に対して贈答・接待饗応を行う場合が問題となります。刑法上の贈賄罪（刑法 198 条）は、大要、公務員に対し、その職務に関して、賄賂を供与し、又はその申込みもしくは約束をした場合に成立します。この「賄賂の供与」には、金品の供与だけでなく、接待饗応も含まれます。また、公務員ではなくとも、各種法令において、刑法その他の罰則の適用に関し、「公務に従事する職員（公務員）」とみなす旨が規定されている場合があります（所謂みなし公務員規定）。例えば、国立大学の教授や准教授等はみなし公務員とされており（国立大学法人法 19 条）、国立大学の教授や准教授等に対して賄賂を供与した場合には刑法上の贈賄罪が成立する可能性があります¹。さらには、みなし公務員規定はなくとも、法令により特別の贈賄罪が規定されているケースもあります（成田国際空港株式会社法 19 条²、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 17 条等）。

このように、贈賄罪の観点からは、刑法だけでなく、各種の個別法令が問題となるため、その内容を理解しておくとともに、相手方の属性を把握しておく必要があります。すなわち、相手方が国家公務員でないからといって、安易に贈答・接待饗応を行ってはならないことには留意が必要です。

また、贈賄罪の成否にかかわらず、国家公務員倫理規程において、国家公務員は、原則として、利害関係者から贈答・接待饗応を受けることが禁止されています。通常、地方公共団体においても、国家公務員倫理規程に準じた条例等を制定しています。このような場合、贈賄罪が成立しなくとも、公務員に対し、贈答・接待饗応を行うことは、相手方の法令違反を誘発・助長した点において、コンプライアンス上の問題が生じることとなります。

また、海外の公務員に対して賄賂を提供した場合、日本法上、不正競争防止法違反（同法 18 条）として処罰される可能性がありますし、FCPA（米国海外腐敗行為防止

¹ 最近でも、国立大学の教授に対する技術指導料の賄賂性を巡って争いとなった裁判例が存在します（大阪高判令和 2 年 6 月 17 日（ウエストロー・ジャパン 2020WLJPCA06179003））。

² 成田国際空港株式会社法 19 条 1 項に基づく贈賄罪の成立が認められた事例として、東京高判平成 30 年 5 月 7 日（ウエストロー・ジャパン 2018WLJPCA05076001）が存在します。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

法)、UKBA (英国贈収賄防止法)、現地法等の海外法によって処罰される可能性もあります。特に FCPA 及び UKBA は、一定の要件を満たせば日本企業も適用対象となること、その制裁が極めて重くなる可能性があることには十分留意すべきでしょう。

2. 民間企業・民間人に対する贈答・接待饗応

他方、(みなし) 公務員又は特別法上の賄賂罪が規定されている民間企業の役職員(以下、総称して「公務員等」といいます。)ではない民間企業・民間人に対する贈答・接待饗応についてはどうでしょうか。

日本においては、民間での贈答・接待饗応を一般的に規制する法律はありませんが、株式会社の取締役、監査役等に対する贈答・接待饗応に関して、不正の請託がある場合には会社法上の贈賄罪が成立する可能性があることには留意する必要があります(同法 967 条 2 項)。会社法上の贈賄罪が問題となる事例は稀ではありますが、そのような場合でなくとも、取引先等に対して、過剰な贈答・接待饗応を行うことによって、提供する商品・サービスの品質・価格ではなく、担当者同士の馴れ合いの中で契約先・契約条件等が決定されることになりかねません。そうなれば、贈答・接待饗応合戦になり、商品・サービスの質の向上に対するインセンティブを失うことにもなりますし、ともすれば、贈答・接待饗応を行わなければ、契約をしてもらえないという不健全な関係を生み出す可能性もあります。そうなれば、過剰な贈答・接待饗応によって、会社の利益自体を損なうおそれも否定できず、やはり過剰な贈答・接待饗応は不適切であると言わざるを得ません。

IV. 「貰う側」のコンプライアンス上の問題

次に、「貰う側」のコンプライアンス上の問題点については、まず、公務員等が贈答・接待饗応を受ける場合、典型的には収賄罪(刑法 197 条以下、成田国際空港株式会社法 18 条 1 項、日本貨物鉄道株式会社に関する法律 16 条 1 項等)や国家公務員倫理規程等の違反が問題となります。

他方、公務員等でなければ、贈答・接待饗応を受けることに問題が無いかと言えば、そうではありません。民間企業・民間人の場合においても、上記のとおり、株式会社の取締役・監査役等については会社法上の収賄罪が存在します(会社法 967 条 1 項)。また、贈答・接待饗応を受け、不当な便宜を図り、会社に損害を与えたような場合には、(特別)背任罪(会社法 960 条、刑法 247 条)の成否が問題となり得ますし、民事上の損害賠償責任を負う可能性もあります。

さらに、犯罪の成立や損害賠償責任が問題となるような極端な事例ではなくとも、過剰な贈答・接待饗応を受けた場合、意識的又は無意識的に相手方に手心が加わる可能性がありますし、少なくとも相手方からの依頼・取引を断りづらくなる面があります。過剰な贈答・接待饗応が繰り返されると、適切とは言えない、謂わば「やましい関係」が出来上がってしまい、職務・取引の公正性が失われるおそれが高くなります。とりわけ、

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

贈答・接待饗応を受ける側としては、特段の経済的負担はないことから、贈答・接待饗応を断りづらい側面があり、このような「やましい関係」にずるずると引き込まれてしまうことがあり得ることには留意しておく必要があります。

このように、贈答・接待饗応を受けることの本質的な問題点は、自己の職務・取引の公正性を害するおそれがあることです。これが行き過ぎると、前述のとおり、犯罪の成立や損害賠償責任が問題となりますが、そうでなくとも、職務・取引の公正性が害されることは、所属する企業等の損失にも繋がり、企業等の運営にとってもマイナスとなります。過剰な贈答・接待饗応を受けること自体、コンプライアンス上の問題との評価も可能なのであって、その点については十分留意しておく必要があります。

V. 「渡す・貰う」コンプライアンスを踏まえた対応策

以上のとおり、過剰な贈答・接待饗応については、「渡す側」・「貰う側」のいずれにとってみても、コンプライアンス上の問題を招来し得るものです。それでは、贈答・接待饗応については、どのような対応策を講じるべきでしょうか。

まず、企業等においては贈答・接待饗応を一切禁止するという考え方もあり得ます。しかし、贈答・接待饗応は取引先との関係構築に資する面があり、ビジネスチャンスにも繋がることも多いのも事実です。また、全面的に贈答・接待饗応を禁止するような厳しいルールを定めても、ルールが骨抜きとなったり、あるいは、水面下でルール違反が横行する可能性も否定できません。

このような点を考慮すれば、現実的な対応策としては、贈答・接待饗応に関する社内ルールを明確化し、贈答・接待饗応の透明化を図ることが重要と考えられます。すなわち、贈答・接待饗応を行う側のルールとしては、過剰な贈答・接待饗応が行われないよう、一定の金額基準を設け、それに応じて事前又は事後の申請・報告を行うといった対応は必要であると考えられます。

他方、贈答・接待饗応を受ける側としても、社内ルールによって、その基準・手続等を定め、透明化を図ることが重要です。もっとも、贈答・接待饗応を受ける場合には、経済的な支出はありませんし、贈答・接待饗応を予期できない場面もあることからすれば、事前又は事後の報告制に留めることもあり得るものと思われます。なお、贈答・接待饗応を受ける側としては、社内ルールを策定にすることにより、過剰な贈答・接待饗応を断る「言い訳」を作ることもなります。このような観点からは、一歩進んで、贈答・接待饗応の社内ルールをウェブサイト等で対外的に公表することも考えられます。

もっとも、贈答・接待饗応は場合により法令違反を招来し得る重要な問題でありますし、厳格な社内ルールを定めたとしても、それが遵守されなければ、意味はありません。そこで、贈答・接待饗応に関して、法令（刑法、国家公務員倫理規程等）に関する役職員の知識を養い、社内ルールの周知・徹底を図るとともに、ギフトコンプライアンスに関する感度を高めておくことが重要です。そのためには、定期的にギフトコンプライアンスに関する社内研修を実施することも一案として考えられます。

また、社内において適切な牽制機能が働くよう、内部管理部門において、事後的に贈

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

答・接待饗応に関するルールが遵守されているかをチェックする仕組みを設けることも有用です。

VI. おわりに

以上のとおり、企業等においては、贈答・接待饗応の相手方が公務員等でない場合、直ちに法律問題に発展する可能性が高いわけではありませんが、それが職務・取引の公正性を害するリスクを内包していることを認識し、ルールに基づいて適切な範囲で贈答・接待饗応を行うことが重要となります。

セミナー情報

- セミナー 『改正公益通報者保護法及びその指針を踏まえた内部通報制度の見直しと監査役等の役割』
- 視聴期間 2021年7月12日（月）～2021年8月20日（金）
- 講師 山内 洋嗣
- 主催 公益社団法人 日本監査役協会

文献情報

- 論文 「不正・不祥事案の再発防止策の類型化と分析 第12回・完 人材の育成および配置」
- 掲載誌 資料版商事法務 No.447
- 著者 山内 洋嗣、河西 和佳子

- 論文 「The International Investigations Review - Japan Chapter」
- 掲載誌 The International Investigations Review 11th Edition
- 著者 藤津 康彦、塚田 智宏

NEWS

- 宮岡 邦生 弁護士のコメントが、日本経済新聞 15面『ウイグル供給網、間接取引も警戒、米規制拡大、シリコンなど20業種』と題した記事に掲載されました

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com